

北区防災計画

平成27年6月〔概要版〕



■ 1 ■ 北区防災計画について

大阪市では、「東日本大震災の教訓」「南海トラフ巨大地震の被害想定」「法改正（災害対策基本法・水防法等）」などを踏まえて、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」を改訂しました。

平成27年2月には市民・事業者・行政の責務と役割を明確にし、相互に連携を図るため、「大阪市防災・減災条例」を施行しました。

北区役所では、これらの背景を踏まえ、より地域に身近な行政機関として、防災計画の基本的な事項を検討し、北区の地域特性及び実状に応じて、区民・事業者・区役所の責務と役割を明確にした「北区防災計画」を策定しました。

■ 2 ■ 策定方針

「安心のまち、人がつながれるまち、明日に誇れるまち」の実現を目指し、以下の視点で策定しました。

- (1)重要項目の絞り込み -災害時の応急対策活動につながる計画-
- (2)わかりやすさの重視 -必要最小限の記述にとどめ、意識に残る計画-
- (3)資料の充実化 -区民・事業者が活用できる計画-
- (4)PDCA -進捗状況を把握・見直しを行う計画-

重要項目	本編
情報の収集・伝達体制の確立	第3章 第1節
初期消火体制の確立	第3章 第2節
災害時医療機関情報の把握と救護体制の確立	第3章 第3節
避難所における管理運営体制の確立	第3章 第4節
避難行動要支援者の把握など	第3章 第5節
災害ボランティアの体制整備	第3章 第6節
帰宅困難者の避難対策	第3章 第7節
津波等発生時の避難対策	第3章 第8節
巻末資料	本編
北区防災マップ	巻末資料
北区ハザードマップ	
津波から命を守るために	
北区災害年表	
情報収集先一覧	
防災関連マニュアル一覧	
用語解説	

■ 3 ■ 活用方法

本計画は、災害に対する事前の備えや災害直後の区役所、区民、事業者の責務、役割について特に重要な項目に絞って、わかりやすく記載し、災害時にそれぞれが役割どおりに行動できることを期待して作成しました。

区民、事業者の皆さまについては、次のような活用をしていただき、それぞれの防災力の向上に努めてください。

- (1)ホームページに掲載する北区防災計画の閲覧・内容の理解・知識の習得
- (2)地区防災計画・事業所の防災計画への活用
- (3)防災学習会・社内研修での利用（北区役所防災担当による出前講座も行えます。）

■ 4 ■ 区役所・区民・事業者の基本的責務と役割 《本編 第2章》

基本的責務と役割		災害時応急対策活動
区役所	防災・減災対策の実施 区民や事業者、その他関係機関と連携及び協力し、対策を実施します。 また、区災害対策本部体制を確立するため、職員訓練や職員研修を行います。	区災害対策本部の設置
区民	家などの安全性の確保 防災・減災知識の習得 防災訓練などへの参加 自主防災組織の構築・強化 地区防災計画の策定 区の防災・減災対策への協力	自らの安全を守る行動 地域災害対策本部の設置 自主防災活動の実施
事業者	事業所などの安全性の確保 防災・減災知識の習得 防災訓練などへの参加 防災資機材の整備 事業継続計画（BCP）の作成 区の防災・減災対策への協力	従業員及び来客の安全確保 自主防災組織の活動に協力

「安心のまち、人がつながれるまち、明日に誇れるまち」の実現



■ 5 ■ 各論概要 《本編 第3章》

情報収集・伝達体制の確立	責務と役割	
	区役所	① 災害時・停電時の通信手段を確保する ② 定期的に通信機器の操作訓練を実施する ③ 通信手段の拡充、知見・技術を収集する
	区民	① ラジオの購入・防災メールの登録など ② 定期的に区と通信訓練を実施する
	事業者	① 災害時の情報収集・伝達体制を定める ② 情報収集・伝達方法の訓練を実施する
初期消火体制の確立	責務と役割	
	区役所	① 自主防災組織への加入を呼びかける ② 自主防災組織の必要備品を調達する ③ 北消防署とともに防災訓練を開催する ④ 初期消火の必要性について啓発を行う
	区民	① 自主防災組織を構築し強化する ② 防災訓練・防災講習会などを開催する ③ 家庭や地域で防火、防災対策を実施する ④ 消火器の場所の確認、路上障害物を解消する
	事業者	① 事業所内の防火体制を構築し強化する ② 防災訓練・防災講習会などを開催する ③ 地域の防災活動への参加に努める ④ 事業所内で防火、防災対策を実施する ⑤ 施設の耐震性や耐火性を確保・確認する
災害時医療機関情報の把握と救護体制の確立	責務と役割	
	区役所	① 負傷者数等を把握できる体制を構築する ② 医師会と連携し派遣体制を確立する ③ 医療機関の状況等の確認体制を確立する
	区民	① 負傷者とならぬよう安全な場所で寝起きする ② 常用薬を非常用持ち出し品に加える ③ 地域で救助体制などを取り決める ④ 応急手当のノウハウを身につける ⑤ 地域特性に応じた医薬品を備蓄する ⑥ 医療機関などの連絡先を確認する
	事業者	① 事業所内の救護体制などを取り決める ② 救護訓練などを定期的実施する

避難所における管理運営体制の確立	責務と役割	
	区役所	① 地域の避難所開設訓練などを支援する ② 地域の地区防災計画作成などを支援する ③ 避難所設備の確保、備蓄物資を配備する ④ 防災マップを作成し避難場所を周知する ⑤ 職員派遣を行うため役割を明確にする
	区民	① 災害ごとの避難路・避難場所を確認する ② 避難生活に備えて備蓄する(7日分) ③ 地域特性を踏まえ地区防災計画などを作成する ④ 避難所開設訓練や運営訓練を実施する ⑤ 避難所運営組織に参加するよう努める
	事業者	① 避難・滞留体制を確立し訓練を実施する ② 事業者間の連携体制の構築する ③ 自主防災組織との連携体制を構築する
避難行動要支援者の把握など	責務と役割	
	区役所	① 福祉避難所を確保する ② 避難行動要支援者に避難情報を伝達する ③ 避難行動要支援者名簿を作成する
	区民	① 避難行動要支援者を把握し支援する ② 支援・見守り体制を整備する
	事業者	① 情報収集方法と避難先を確認する ② 地域活動のなかで支援を依頼するよう努める ③ 防災訓練など積極的に参加するよう努める
事業者	① 事業に関りのある避難行動要支援者の安全確保方法を確認する	

お問い合わせ 大阪市北区役所防災担当
〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号
Tel 06-6313-9734

「北区防災計画」は、災害に対する事前の備えや災害直後の区役所、区民、事業者の責務、役割について特に重要な項目に絞って、わかりやすく記載し、災害時にそれぞれが役割どおりに行動できることを目的としているため、必要最小限の記述にとどめています。

そのため、「大阪市防災・減災条例」、「大阪市地域防災計画」なども併せてご参照いただくようお願いします。

災害ボランティアの体制整備	責務と役割	
	区役所	① 災害ボランティアの受入体制の整備 ② 災害ボランティアセンターの運営支援 ③ 区民などへの意識啓発を行う
	社会福祉協議会	① 災害ボランティアセンターの設置運営体制整備 ② 災害ボランティアセンターの設置運営訓練実施
	区民	① 災害ボランティア活動に参加する
事業者	① 災害ボランティア活動としての役割を奨励する ② 災害ボランティア活動に協力する	
帰宅困難者の避難対策	責務と役割	
	区役所	① 一斉帰宅抑制について啓発活動を行う ② 鉄道事業者との連絡体制構築と情報提供 ③ 自主防災組織と事業者の連絡体制構築を支援
	区民	① 家族で帰宅困難者となった時の対応を確認する ② 近隣事業者などと協力し帰宅困難者対策を構築
	事業者	① 一斉帰宅の抑制の周知徹底を行う ② 滞留に備えた備蓄や保護体制を確立する ③ 徒歩帰宅の準備をする(スニーカーなど) ④ 帰宅困難者の受け入れについて確認する ⑤ 事業者間の協力体制を構築する
津波等発生時の避難対策	責務と役割	
	区役所	① 津波等の特性や避難方法を周知する ② さまざまな方法で津波避難ビルを募集する ③ 水防事務組合と連携し水防活動を支援する ④ 水防事務組合との情報共有体制を構築する
	区民	① 津波等を想定した避難訓練を実施する ② 津波避難ビルの登録に協力する ③ 自ら事業所と津波避難ビル協定を締結する ④ 近隣の避難先と避難方法を確認する
	事業者	① 津波等避難計画を策定する ② 津波等避難訓練を定期的実施する ③ 重要書類の上層移動など浸水対策に努める ④ 津波避難ビル登録など、地域貢献に努める ⑤ 地下空間の浸水対策・避難計画を検討する